

遊漁者による引縄釣の新しい制度(案)に関する意見・情報等に対する
琵琶湖海区漁業調整委員会の考え方

番号	項目	意見・情報等(概要)	意見等に対する考え方
1 承認期間について			
1	承認期間	- 承認期間を延長してほしい。 - 承認期間を12月から9月末に戻してほしい。	- 遊漁者数の増加に伴う採捕量の増加を勘案して、平成28年に遊漁者へのアンケートを経て、ビワマス資源を維持できる採捕量となるようにプレジャーボート使用者の人数制限を撤廃した上で、承認期間を12月1日から6月30日までに設定した経緯があります。よって、期間を延長することは困難であると考えます。 6月以降は、漁業者が行うビワマスの刺網漁業が本格化することから、漁業との調整も考慮しています。
2	承認期間	1月か2月解禁でも良い。 - 冬季は危険なので、3月から(4月から)の期間で良い。 - 遊漁期間の制限が一番効果的。	承認期間は、今後の採捕量の推移を見ながら、必要に応じて適時検討します。
3	承認期間	釣行期間も遊漁船業者と同じにするべき。	遊漁船業者は、承認数を40隻と制限していること、生業であることを考慮し、現在の承認期間となっています。
2 全長制限、尾数制限、竿数制限、承認数など			
4	尾数制限	- 満足するまで釣りをしたい。 - 年に1、2度しか釣りをしないため、尾数制限はしないでほしい。	持続的にビワマス資源を利用するために、採捕量を抑制する必要があると、持ち帰り尾数の増は考えていません。
5	尾数制限	- 自家消費であれば、5尾で十分。 - 持ち帰りは2尾とするべき。 - 持ち帰りは3尾とするべき。	尾数制限の妥当性については、必要に応じて見直します。
6	尾数制限	- もし5匹以上釣れた場合、小型をリリースする時点で死んでいる可能性が高いので、入れ替えは禁止したほうが良い。 - いけすでキープしている間に弱ってしまうので、入れ替えは禁止したほうが良い。 - 数十mの水深から釣り上げられて、いけすでキープされた時点で相当なダメージがあるのではないかと。	- ビワマスは状態の良いままキープできない船舶の場合、キープする前に持ち帰るに値する個体かどうかを十分に考慮してください。 - 水産試験場の調査では、高水温時でも、即時にリリースすれば生残率は高いということが分かっています。
7	全長制限	- 全長制限を35cmとすべき。 - 全長制限を40cmとすべき。 - 全長制限を引き上げることで、採捕量を抑制できるのでは。	現状では30cm以下のビワマスを採捕しないようにすることで、資源の維持が図られると考えていますが、今後も資源状況を見ながら、検討していきます。
8	承認数制限	- 承認数を制限すべき。 - 承認数を制限すべきでない。	- 持続的にビワマス資源を利用するためには、資源評価をもとに、年ごとに採捕可能量を決定し、その枠内に収まるよう調整する必要があると考えられます。 - 特にプレジャーボート使用者については、承認数の増加に伴い採捕量も増加しているため、承認数等を調整する必要があります。
9	承認数制限	遊漁による採捕は全面的に禁止すべき。	<u>船舶を用いたビワマス遊漁は、本来自由であるものを資源保護の観点から委員会指示により禁止し、承認された者は可能とする制度となっています。</u> <u>過度に遊漁を制限をすることとなるため、全面的に遊漁を禁止することはできないと考えます。</u>
10	竿数制限	- 竿数を1承認につき1本とするのが良い。 - 竿の本数は1本でよい。 - 竿数を1承認につき1本としてほしい。	ご意見として参考とさせていただきます。
11	竿数制限	竿数は1人3本(4本)までにして頂きたい。	

番号	項目	意見・情報等(概要)	意見等に対する考え方
12	その他	・シーズンを通しての採捕尾数の制限や、釣り回数制限が良い。 ・シーズン中や月ごとの出船回数を制限する方法はないのか。	・期間中の尾数制限や釣り回数制限は、確認が困難であり、実効性に欠けるため検討しておりません。
13	その他	・ダウンリガーは禁止してはどうか。	・釣りスタイルは、レジャーとしての釣りの多様性を考慮した場合、必要最低限の制限であるべきと考えています。
3 遊漁船業者への制限強化			
14	尾数制限	・客一人あたりではなくボート当たりの持ち帰り数とするべき。 ・遊漁船業者は、毎日大型船で多くの人を乗せて1人5尾×人数分キープしている。 ・個人の遊漁者の制限を行うのであれば、遊漁船業者の尾数制限を強化すべき。	・遊漁船業者の乗客数は、釣行日(曜日)や業者によって様々であることから、乗客1名あたりで規制することが妥当であると考えており、船舶当たりの制限は現在のところ考えていません。 ・遊漁船については、別途協議し制度を検討します。
15	承認期間	・遊漁船業者が遊漁期間が違うというのは納得いかない。 ・プレジャーと同じ期間とすべき。	・遊漁船業者は、承認数を40隻と制限していること、生業であることを考慮し、現在の承認期間となっています。
16	その他	・遊漁船業者の乗客からも遊漁料を取るべき。 ・遊漁船の料金を低くしてほしい。	・有料化については後述のとおりです。 ・利用料金はあくまで遊漁船業者と乗客間との取り決めであり、当委員会で制限することはできません。
17	その他	・遊漁船業者は、尾数を守っていないので取り締まるべき。 ・遊漁船業者はマナーが良くない。	・取り締まりやルールとマナーについては、引き続き、遊漁船業者も含め周知に努めます。
4 有料化に関する意見			
18	有料化	・有料化することにより、とりあえず申請する者が減るのではないのか。 ・有料化により、制限が不要になるのでは。	・現在、手数料として料金を徴収することを検討していますが、これについては申請を抑制することを目的とはしていません。
19	有料化	・資源確保の意味からも有料化は必要。 ・有料化を強く希望。得られた資金を漁協に出してパトロールと注意喚起をお願いする。 ・制限ばかりではなく、繁殖活動の為に遊漁料の徴収をするべき。 ・有料化を行い承認数の制限を加えなければ資源量は減少する。	・琵琶湖は漁業法第60条第5項第5号の規定により、河川で遊漁料金を定めることができる第5種共同漁業権が設定できないため、漁業法上、遊漁料を徴収することはできません。 ・増殖事業への協力金等での料金徴収については、増殖事業を行う施設面、労力面のキャパシティ、料金徴収の仕組み等を踏まえ、慎重に検討していきます。 ・承認等に関する事務は年々増加しているため、その事務経費等を手数料として徴収する事を検討しています。 ・金額については、実際にかかる経費を積算して算定します。
20	有料化	・〇〇円にするべき。 ※500円～50,000円にかけて、金額の意見あり。	
21	有料化	・協力金を義務付けし、資源保護に協力すべき。 ・遊漁者も資源確保に協力するという観点で有料化し、資源確保の財源にあてる。 ・ライセンス費用徴収等ビワマス保護に關しての放流費用や維持費等に充てて貰えば良い。 ・放流事業を行っている以上承認は有料とする事 ・資源保護の意味から遊漁者への有料化(遊漁料)を図る。 ・毎年の申請時に申請料金を取り、ビワマスの保護に役立てれば良い。	
22	有料化	・海区での釣りに対しての料金徴収には根拠がない。 ・遊漁者にいくらでも釣っても良い理由を与えるため、金銭を徴収するべきではない。	
23	有料化	・有料制にし、漁具等被害への補償、稚魚放流事業、取締船の運行費用、事務経費に充ててほしい。	

番号	項目	意見・情報等(概要)	意見等に対する考え方
24	有料化	・ふるさと納税のような形で集金し、ビワマス資源保護に充てる事は、可能なのか。	・ふるさと納税の活用は当委員会では考えておりません。
5 取締に関する意見			
25	承認旗	・承認旗なしで釣りをしている者を見かける。 ・承認なしでやっている者がたくさんいる。	・湖上での釣獲状況確認、陸上での持ち帰り尾数確認を定期的に行い、委員会指示が適切に守られるよう、県と連携して取り組みます。 ・漁業法の規定により、委員会指示を受けた者が従わないときは、当委員会は知事に対して当該指示に従う旨の命令を申請します。 ・委員会指示に従う旨の命令が出された後に違反した場合には、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留もしくは科料の罰則規定があります。 ・確認書の違反も含め、違反の事実が確認された場合は、承認証や承認旗の返還、承認の取消しのほか、次期シーズンに承認しないことがあります。 <u>・なお、今シーズンにおいて違反を現認した場合は、章旗の返還を求めています。</u>
26	尾数確認	・陸上で定期的に持ち帰り尾数を確認する取締りが必要。 ・湖上での捕獲尾数、釣獲方法の確認が必要。 ・持ち帰り尾数は守られていないので意味がない。 ・監視、罰則がなければ尾数制限の効果は限定的。 ・実効性がないように感じる。尾数制限の確認を強化するべき。 ・貸船、マリーナからの出航のため、そこでの監視委託をするなど徹底するべき。	
27	竿数	・一人で何本も竿を出している者がいる。	
28	罰則関係	・違反者に対する罰則を強化するべき。 ・無許可に対する厳罰化も必要。 ・確認書の違反が堂々で行われていても何の制裁も受けないようなら他の件でも誰も守らなくなる。	
7 漁業者への規制に関する意見			
29		・資源に影響を与えているのは漁業者である。	・漁業者による漁獲量は横ばいで推移する中、引縄釣り遊漁による採捕量が増加し続けているため、新しい制度案となりました。 ・漁業者はビワマス資源を維持するために増殖事業を行っており、水産業の振興のためにビワマスの流通を促進していることや、生計を立てている方がおられることから、遊漁者と同等に漁獲量(採捕量)を規制することはありません。
30		・漁業者の漁獲量を制限するべき。	・令和6年度からは漁業者の自主的な取組として、 <u>資源量が一定の水準を下回った時は漁期を短縮することとしています。</u> ・漁業者がビワマスを主に漁獲する刺網については、許可数に定数があるほか、用いることができる刺網の目合い、刺網の数が滋賀県漁業調整規則に規定されています。 <u>・引縄釣りの漁業については、許可の定数化について現在、検討中です。</u>
31		<u>・刺網では小型の個体が死んでいる。</u> <u>・死んだ魚を漁業者は大量に捨てている。</u>	<u>・事実関係を確認し、適切に指導するよう県に求めます。</u>
32		<u>・漁業者が竿を何本も出している。</u> <u>・禁止されているダブルフックを使っている。</u>	<u>・漁業者については、許可に基づいて引縄釣り漁業を営んでいます。許可の際にはこのような条件は付していないので、禁止されていません。</u>
33		・漁船が目の前を猛スピードで突っ切って行く。	・漁業者に対しても湖上でのマナー向上を呼びかけます。
6 その他の意見			

番号	項目	意見・情報等(概要)	意見等に対する考え方
34	承認方法	・船ごとの承認として、1隻に1承認のみとしてみては。 ・船ごとの承認として、レンタルボートに章旗を発行してほしい。 ・1家族当たり1承認にして、過剰な申請を抑えてほしい。 ・1つの住所からの申請は1件に限定するなど、過剰な申請を抑えてほしい。	・採捕する個々の遊漁者の採捕量の制限や採捕量の把握が必要であることから、1人ごとの承認としていますが、効率的な承認事務や承認方法のあり方は、引き続き検討していきます。
35	承認方法	・抽選はやめてほしい。 ・抽選にすると、釣りをできる人できない人が出てくるので不公平だ。	・適切に資源を活用するためには、採捕量が採捕可能枠を超えないよう承認数を管理する必要があります。 ・このため、承認すべき数を超えて申請があった場合は抽選による承認の決定が必要と考えられます。
36	承認方法	・抽選にするべき。	
37	承認方法	・承認はこれまで通り先着順にしてほしい。	
38	承認方法	・承認旗についてステッカーなど別の形にしてほしい。	・承認の有無を確認しやすくするため、現在の章旗となっています。ご意見として参考とさせていただきます。
39	承認方法	・マナー、ルールを定めた誓約書の提出を義務づける。	・承認時には、確認書にサインいただくとともに、マナー、ルールを記載したパンフレット等を配布しています。 ・今後もより良い周知を工夫していきます。
40	承認方法	・前年度、採捕の実績があった者は優先してほしい。 ・前年度、釣行がなかった者は承認しないしてほしい。	・承認基準は、制度とともに毎年制定しています。頂いた意見については参考とさせていただきます。
41	承認方法	・承認旗をスマホに表示する形式にできないか。	・スマートフォンでは、承認の有無が他船から確認できないので、導入は困難であると考えます。
42	資源量	・ボートが増えているとは実感していない。 ・プレジャーボートが採捕する量は、たかが知れている。 ・釣行回数、採捕尾数が少なく、遊漁者のビワマス資源への影響はほぼ無いと思う。	・漁業取締船の巡回において、土日祝日、平日ともプレジャーボートの確認数は増加しています。 ・一隻当たりの採捕量は少なくとも、承認者全体の採捕量は、年々増加しています。
43	資源量	・今年は全く釣れない。資源量が減少している。 ・資源の減少はプレジャーボート増加のせいではない。	・水産試験場の解析によると、直近5年は資源量は高位で推移しており、資源量は減少していないと考えています。
44	採捕量	・1釣行者あたりの採捕量として計算しているが、承認を受けても釣行しない者がいるので1承認当たりの採捕量で計算するべきでは。	・今後の1釣行当たりの採捕量を過小見積しないために、この算出方法を採用しました。
45	県民優先	・滋賀県民は優遇してもらいたい。税金等を収めている。 ・県民税も払っているのでもせめて滋賀県民は優先してほしい。 ・滋賀県在住者以外、及び遊漁船業者は有料とする。 ・滋賀県在住者と県外在住者で、金額設定を考えてほしい。	・無主物である天然域のビワマスの採捕に関して、滋賀県民を優遇することは困難と考えます。
46	河川でのビワマス採捕	・温暖化で12月になってもビワマスがたくさん遡上している。12月以降も禁漁とすべきでは。 ・イクラを目当てに大量のビワマスが獲られている。産卵親魚は保護すべき。 ・年間を通じて、河川内でのビワマス採捕を禁止すべき。	・ビワマス資源の維持には、河川での密漁防止は重要と認識しています。 ・ビワマスの禁漁期には県(水産課、警察)による巡回、指導、取り締まりが行われており、漁業者もそれに協力しています。 ・禁漁期は、県漁業調整規則によって定められており、その見直しの是非も含めて、県に申し伝えます。

番号	項目	意見・情報等(概要)	意見等に対する考え方
47	船舶免許不要船	・免許所持者は少なくとも安全に関する講習は受けているはずなので、承認は免許所持者のみとするべき。 ・船検ボート所有者に限る。 ・カヤックと2馬力の船舶は危険。せめて船舶免許必要なボートを使用するようにして許可を下ろしたらどうか。 ・安全性を考え使用できるボートの馬力制限をかけるべき。	・委員会指示は水産資源の保護培養、漁業調整のために出されるもので、船舶の航行の安全については、他の関係法令によって規定されていますので、必要に応じて関係部局に情報提供します。 ・使用船舶によって、差を設けることは考えていません。
48	その他	・放流量を増やして、ビワマス資源量を増やせば承認数を減らさなくても良いのでは。	・ビワマスの放流事業は、「水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画」において、琵琶湖の環境の状況や天然資源の状況等を勘案して放流する数量等を決めており、単純に放流量を増やせば良いものとは考えておりません。
49	その他	・GPS情報を活用してリアルタイムで採捕状況を把握したり、取り締まりに活用できないか。	・御提案は承りましたが、現状では実現は難しいと考えています。
50	その他	・<u>昨年の申請で、ある業者がまとめて複数人申請して県に便宜を図ってもらったらしい。</u> ・<u>遊漁船の抽選において不正があったのではないか。</u>	・公正に承認事務を行っており、特定の者に便宜を図ることはありません。 ・遊漁船の抽選においては、申請者の立ち合いのもと実施しており、不正が入り込む余地はありません。
51	その他	・承認申請はオンライン化できないのか。 ・申請は郵送でお願いしたい。	・承認事務効率化のため、電子申請の導入を検討しています。 ・電子申請ができない方については、郵送での申請も受け付けます。
52	その他	・県内外にアピールして、地域産業としてビワマス釣りの振興を図るべき。	・本委員会指示は漁業の調整を図ることを目的としており、釣りによる地域の振興は目的としていません。
53	その他	・琵琶湖海区漁業調整委員会に遊漁者代表が参加できないのか。	・漁業調整委員会は、「漁業者および漁業従事者を主体とする漁業調整機構」であり、琵琶湖海区の場合、その構成委員は、漁業法第138条の規定により漁業者6名以上、学識経験者、中立委員それぞれ1名以上と定められています。
54	その他	・<u>遊漁の採捕量は尾数で報告しているのに、どうして重量で表記しているのか。</u>	・プレジャーボート使用者および遊漁船業者からは尾数による採捕量の報告を受けています。 ・毎年、水産試験場が引縄釣りにより採捕されるビワマスの平均重量を調べています。これを用いて、採捕尾数から重量を算出しています。